各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋 代 表 者 取締役社長兼社長執行役員 山野井 輝夫 (コード番号 8254 東証スタンダード市場) 問合せ先 総 務 部 長 岡 村 亨 (TEL 046-845-6820)

# 事業目的の追加、監査等委員会設置会社への移行、決算期(事業年度の末日)の変更 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年4月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、目的事項の追加、監査等委員会設置会 社への移行、決算期の変更及び定款一部変更について 2022 年5月 24 日開催予定の第 90 期定時株主総会に付 議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 事業目的の追加

(1) 追加の理由

当社の今後の幅広い事業展開に備え、機動的に対応することを可能とするため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的の追加を行うものであります。

(2) 追加の内容

別紙のとおりです。

# 2. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の理由

迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと 等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持 続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2)変更の内容

2022 年 5 月 24 日開催予定の第 90 期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

# 3. 決算期(事業年度の末日)の変更

(1)変更の理由

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと決算期を統一することにより、 当社における決算等の業務効率化を図ることを目的としています。

# (2)変更の内容

現		在	毎年2月末日
変	更	後	毎年8月末日

なお、決算期変更の経過期間となる第91期は、2022年3月1日から2022年8月末日までの6か月となる予定です。また、連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

# 4. 定款の一部変更

- (1)変更の理由
- ① 目的事項の追加に伴い、現行定款第2条(目的)にカラオケボックス、ホテル、サウナ、公衆浴場、 ゲームセンターの経営を追記するものであります。
- ② 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会及び監査役に関する規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行い、経過的措置として附則を新設するものであります。
- ③ 決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款第13条(招集の時期)及び第50条(事業年度)並びに第51条(期末配当金)につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則を新設するものであります。
- ④ 中間配当を可能とするため、変更後定款第46条を新設するものであります。
- ⑤ その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定)2022 年 5 月 24 日 (火)定款変更の効力発生日(予定)2022 年 5 月 24 日 (火)

以上

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

 現行定款
 変更案

 第1章 総 則
 第1章 総 則

(商 号)

第1条(条文省略)

(目 的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1. ~ 3. (条文省略)
- 4. 旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告 代理業、遊技場、スポーツ施設、文化教室、駐車場の 経営

(新設)

<u>5</u>. 診療所の経営、写真業、理容および美容業、一般 旅客および一般貨物自動車運送業、

倉庫業、古物売買業、酒類販売ならびに飲食店営業 <u>6</u>. 計量器、医薬品、医療器具、毒物、劇物、専売品 の販売業

- 7. 生命保険募集業、損害保険代理業
- 8. 情報提供・処理サービス業および計算事務代行業
- 9. 百貨店における商品の割賦販売業および割賦販売斡旋業、信用調査業、警備業
- 10. 集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに 関する業務
- 11. 労働者派遣事業
- 12. 保育園および託児所の運営
- 13. 物品小売業
- 14. 化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売
- 15. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 16. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 17. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 18. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 19. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 20. 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 21. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉 用具の販売並びに指定居宅サービス事業及び居宅介 護支援事業
- 22. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与及び 特定介護予防福祉用具の販売並びに指定介護予防サ ービス事業

(商 号)

第1条(現行どおり)

(目 的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1. ~3. (現行どおり)
- 4. 旅行業に関する業務、各種興業、広告および広告 代理業
- 5. カラオケボックス、ホテル、サウナ、公衆浴場、 ゲームセンター、遊技場、スポーツ施設、文化教室、 駐車場の経営
- <u>6</u>. 診療所の経営、写真業、理容および美容業、一般 旅客および一般貨物自動車運送業、

倉庫業、古物売買業、酒類販売ならびに飲食店営業 <u>7</u>. 計量器、医薬品、医療器具、毒物、劇物、専売品 の販売業

- 8. 生命保険募集業、損害保険代理業
- 9. 情報提供・処理サービス業および計算事務代行業
- 10. 百貨店における商品の割賦販売業および割賦販売幹旋業、信用調査業、警備業
- 11. 集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに 関する業務
- 12. 労働者派遣事業
- 13. 保育園および託児所の運営
- 14. 物品小売業
- 15. 化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売
- 16. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 17. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 18. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 19. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- <u>20</u>. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 21. 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 22. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉 用具の販売並びに指定居宅サービス事業及び居宅介 護支援事業
- 23. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与及び 特定介護予防福祉用具の販売並びに指定介護予防サ ービス事業

現行定款 変更案 23. 家事サービス業 24. 家事サービス業 24. 以上各号に関連、附帯する一切の事業 25. 以上各号に関連、附帯する一切の事業 第3条~第4条(条文省略) 第3条~第4条 (現行どおり) 第2章 株式 第2章 株式 第5条~第11条(条文省略) 第5条~第11条(現行通り) 第2章の2 優先株式 第2章の2 優 先 株 式 第12条(条文省略) 第12条(現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (招集の時期) (招集の時期) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月これ 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月これを 招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 を招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集す 第 14 条~第 21 条 (条文省略) 第14条~第21条(現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) (取締役会の設置)

第22条 当会社は取締役会を置く。

(定 員)

第23条 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。

(新設)

(選 任)

第24条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 第22条 当会社は取締役会を置く。

(定 員)

第23条 当会社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は10名以内とし、株主総会において 選任する。

2 監査等委員である取締役は3名以内とし、株主 総会において選任する。

(選 任)

第24条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取</u> 締役とそれ以外の取締役を区別して、議決

権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。取締役の選任は累積投票によらないも のとする。

(任 期)

第 25 条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。

現行定款	変更案
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年
	以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

3 補欠として選任された監査等委員である取締役 の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期 の満了する時までとする。

定時株主総会の終結の時までとする。

#### (取締役会) (削除)

第26条 取締役会は、法令または定款の定める事項

のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。

(新設)

# (取締役会の招集および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を 除き、取締役社長が招集し、議長となる。取 締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもっ てあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに 代わる。前項の招集の通知は、各取締役および各監査 役に対し会日の3日前までに発するものとする。た だし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(新設)

# (取締役会の決議および議事録)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、その取締役の過半数をもって行う。取締役会の議 事は、その要領およびその結果ならびにその他法令 に定める事項は議事録に記載し、議長ならびに出席 した取締役および監査役が記名押印して、これを会 社に保存する。

第29条(条文省略)

### (取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録により

同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が 異議を述べたときはこの限りでない。

第31条(条文省略)

# (業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって重要な業務執 行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の 全部または一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会の招集および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を 除き、取締役社長が招集し、議長となる。取 締役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもっ てあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに 代わる。前項の招集の通知は、各取締役に対し会日の 3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合 はこれを短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を 経ないで取締役会を開催することができる。

# (取締役会の決議および議事録)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、その取締役の過半数をもって行う。取締 役会の議事は、その要領およびその結果ならびにそ の他法令に定める事項は議事録に記載し、議長なら びに出席した取締役が記名押印して、これを会社に 保存する。

第29条(現行どおり)

### (取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録により

同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。

第31条(現行どおり)

現行定款	変更案	
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)	
第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によっ	第32条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締	
て定める。	役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議	
	によって定める。	
第33条~第34条(条文省略)	第 33 条~第 34 条(現行どおり)	
第5章 監査役および監査役会	(削除)	
   (監査役および監査役会の設置)	(削除)	
第35条 当会社は監査役および監査役会を置く。	(13)/47	
NOON JAHISMERWOOD MERKACE ()		
(定 員)	(削除)	
第36条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
において選任する。		
_(選 任)_	(削除)	
第37条 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ		
とができる株主の議決権の3分の1以上を		
有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって		
<u>行う。</u>		
_(任期)	(削除)	
第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す		
<u>る事業年度のうち最終のものに関する定時</u>		
株主総会の終結の時までとする。補欠として選任さ		
れた監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了		
する時までとする。		
(学科联大仏)	(本山区)	
(常勤監査役) 第39条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役	(削除)	
第39 米 監査収去は、監査収の中から吊勤の監査収 を選定する。		
<u> </u>		
(監査役会)	(削除)	
<del>^                                    </del>	(11)AV	
のほか、監査役の権限の行使を妨げない範		
囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。		
(監査役会の招集)	(削除)	
第41条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し		
会日の3日前までに発するものとする。		
ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。		
(監査役会の決議および議事録)	(削除)	
第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある		
場合を除き、監査役の過半数をもって行う。		
監査役会の議事は、その要領およびその結果ならび		

	0
現行定款	変更案
にその他法令に定める事項を議事録	
に記載し、出席した監査役が記名押印して、これを会	
社に保存する。	
	(III ITA)
(監査役の報酬等)	(削除)
第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	
<u>て定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削除)
<del>(塩重区の食匠元原) </del>   第 44 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規程に	(मग्राहर)
より、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償	
責任を法令の限度において免除することができる。	
   (監査役との間の責任限定契約)	(削除)
第45条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に	(131)319
より、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害	
賠償責任を限定する契約を締結することができる。	
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規	
定する額とする。	
ALTORE TO	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の設置)
	第35条 当会社は監査等委員会を置く。
(新設)	(常勤の監査等委員)
(19)[12]	第36条 監査等委員会は、その決議によって常勤の
	監査等委員を選定することができる。
	血且寸安兵を歴化することがくでる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前
	までに各監査等委員に対して発する。ただ
	し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ
	とができる。
	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手
	続を経ないで監査等委員会を開催することができ
	<u>్</u> పె
(新設)	(監査等委員会の決議および議事録)
	第38条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定め
	のある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、そ
	の監査等委員の過半数をもって行う。監査等委員会
	の議事は、その要領およびその結果ならびにその他
	法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査
	等委員が記名押印して、これを会社に保存する。

(新設)  (施査等委員会規則) 第39条 監査等委員会に関する事項は、接合または を変称に定めるもののほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規則による。 第6章 会 計 監 査 人 第40条~第40条(条文省略) (会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 総会の同意を得て定める。 第7章 計 第 (事業年度) 第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から遊 年2月末日までとする。 (期末配当金) 第五条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名解に記載または記録 おれた株主または登録株式資糧者に対し金銭による 利介金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 適しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (事設) (事設) (中間配当) 第46条 当会社は、更終を会の決議によって、毎年8月末日な受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (中間配当) 第46条 当会社は、原始役会の決議によって、毎年8月末日な受領されないときば、当会社はその支払を 免れる。3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (事設) (中間配当) 第46条 当会社は、原始役会の決議によって、毎年8月末日を受領されないときば、当会社はその支払を 免れる。3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (本社の大力を受領されないときば、当会社はその支払を 免れる。3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (中間配当) 第46条 当会社は、原始役会の決議によって、毎年2月末日の最後の株主名簿に記載または記録された 株土または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。 即即 (監査役の責任を除に副する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第99期定時株主総会終前前に任務を 20たことによる監査後(監査役であった者を含 対20 対は対策を表ととは、20年間の規定により、第99期定時株主総会終前前に任務ををまことによる監査後		,
第 99 条 監査等を員会に関する事項は、注合または 室放に定めるもののほか、監査等を員会に おいて定める監査等を員会期限による。 第 6章 会 計 監 査 人 第 40 条 ~第 48 条 (条文省略) 第 40 条 ~第 42 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)、 第 40 条 ~第 42 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)、 第 40 条 ~第 42 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)、 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 等 25 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 等 26 年 計 第 (事業年度) 第 40 条 ~第 42 条 第 14 年 9月 1日から翌年 2月末日までとする。 (明末配当金) 第 42 第 43 全社の事業年度は、毎年 9月 1日から翌年 8月末日までとする。 (明末配当金) 第 45 第 45 全社は株主総会の決議によって、毎年 8月末日の最終の株主な響を検討で置権者に対し金銭による利余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (特徴) (新設) 第 46 第 43 会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主を際に記載または記録されたいとさば、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (中間配当) 第 46 第 43 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主を際に記載または記録されたいた。 (中間配当) 第 46 第 48 会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主を際に記載または記録されたいた。 (中間配当) 第 46 第 48 会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主を際に記載または記録されたいたできる。 対しの提出的は記述とさたは利息をつけない。 (中間配当) 第 46 第 46 を第 1 項の規定により、第 90 別定によい、て股締役会の決議によって免除することができる。 2 会社は、42 と社と第 42 を第 1 項の規定により、第 90 別定において取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社は、42 できる1 項の規定により、第 90 別定によい、て股締役会の決議によって免除することができる。 2 会社は、42 できる1 項の規定により、第 90 別定によい、て股時でることができる。 2 会社は第 427 条 第 1 項の規定により、第 90 別定により、第 90 別定によって免除することができる。 2 会社は第 427 条 第 1 項の規定により、第 90 別定により、第 90	現行定款	変更案
### 2   2   2   2   2   2   2   2   2	(新設)	(監査等委員会規則)
第6章 会計監査人 第40条へ第48条(条文省略) (会計監査人の報酬等) 第40条へ第48条(条文省略) (会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 後金の同意を得て定める。 第7章 計算 (事業年度) 第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による執済金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (新設) (仲間配当) 第40条へ第42条(現行どおり) (会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 参数員会の同意を得て定める。 第7章 計算 (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までとする。 (期末配当金) 第4条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された保主または登録株式質権者に対し金銭による執済金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 例別 (監査役の責任を除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定 (監査役の責任を除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定		第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または
第6章 会計監査人の報酬等) 第40条~第48条(条文省略) (会計監査人の報酬等) 第40条~第42条(現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等)、(表取締役が監査等金量会の同意を得て定める。 (第末日までとする。 (期末日の最終の株主名簿に記載または記録とれたいる。) (期末日の最終の株主名簿に記載または記録を記しまる報告による教育のの表述とよる表述を認定という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (事設) (事設) (事記等) 第40条~第42条(現行どおり) (事業年度) 第40条~第4条 に記載または記録という。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (中間配当) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 (事記条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録という。2 会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録という。2 会社は、東部役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録という。2 会社は、東部役会の決議によって、毎年2月末日の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		定款に定めるもののほか、監査等委員会に
第46条~第48条 (条文省略)  (会計監査人の報酬等) 第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 整会の同意を得て定める。 第7章 計 第 (事業年度) 第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌 年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主者を簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 割余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い関始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (第2) (第2) (第2) (第2) (第3) (第3) (第3) (第3) (第3) (第3) (第4) (第4) (第4) (第4) (第5) (第4) (第5) (第4) (第5) (第4) (第5) (第6) (第6) (第6) (第6) (第6) (第6) (第6) (第6		おいて定める監査等委員会規則による。
第40条~第42条(現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 整会の同意を得て定める。 第7章 計 第 (事業年度) 第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌 年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主者を確に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 制余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い関始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (第2) (第3) (第3) (中間配当) 第40条~第42条(現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 等を員会の同意を得て定める。 (第4条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌 年2月末日よでとする。 (期末配当金) 第45条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主を経済に記載者とは記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 制余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い関始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載者とは記録者とけ記録者としたを発える。 別別 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第48条 当会社は、金社法第426条第1項の規定により、第90期定により、第90期定		
(会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 整会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第2条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 第7章 計 算 第7章 計 第 第 4条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。 (期末配当金) 第50条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名儀に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による報金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設)  (新設)  (新設)  (会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 季季員会の同意を得て定める。 第 7章 計 第 (事業年度) 第 44 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年 8月末日までとする。 (期末配当金) 第 55 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 8月末日の最終の株主名儀に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (特設)  (中間配当) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 月末日の最終の株主名標に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 別の関連時代主総会終結前に任務を 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連時代責任を、社会の限定よいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録をわた株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 別の関連時代責任を、社会の限定はおいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録をわた株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連時代責任を、社会の限定はおいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録を行うことができる。 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連を経過された。第 42 を第 1 項の規定により、第 90 別定	第6章 会計監査人	第6章 会計監查人
(会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 整会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第2条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 第7章 計 算 第7章 計 第 第 4条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。 (期末配当金) 第50条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名儀に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による報金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設)  (新設)  (新設)  (会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 季季員会の同意を得て定める。 第 7章 計 第 (事業年度) 第 44 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年 8月末日までとする。 (期末配当金) 第 55 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 8月末日の最終の株主名儀に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (特設)  (中間配当) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 月末日の最終の株主名標に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 別の関連時代主総会終結前に任務を 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連時代責任を、社会の限定よいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録をわた株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 2 別の関連時代責任を、社会の限定はおいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録をわた株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連時代責任を、社会の限定はおいて取締役金の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名標に記載または記録を行うことができる。 違ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の関連を経過された。第 42 を第 1 項の規定により、第 90 別定		
第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得て定める。 第7章 計 第 第 第 第 7章 計 第 7章 7章 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 <u>46 </u> 条~第 <u>48 </u> 条(条文省略)	第 <u>40</u> 条〜第 <u>42</u> 条(現行どおり)
第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得て定める。 第7章 計 第 第 第 第 7章 計 第 7章 7章 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
登委員会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第7章 計 第 (事業年度) 第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (期末配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 末払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。) (期記) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。)第90期定時株主総会終結前に任務を含か、20期間を持た、20第90期定により、第90期定に任務を含め、20前間を指針に任務を含む。20前間を指針に対し、中間配当を行うことができる。)第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に関する経過措置)第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終は上記会終結前に任務を含む、20前間を指針に関する経過措置)第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に関する経過措置)第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に関する経過措置)第1条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主を会の決議を記載されて、10年1日の最終の株主名談は、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の最終の株主名簿に記載または記録されて、10年1日の表述を1	第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査	第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査
(事業年度) 第 50条 当会社の事業年度は、毎年 3月1日から翌年 2月末日までとする。  (期末配当金) 第 51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (新設)  (神間配当) 第 42条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (中間配当) 第 42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (中間配当) 第 42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録される。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (神間配当) 第 42条 第 1項の規定による監査後(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第 427条第 1項の規定により、第 90 期定	<u>役会</u> の同意を得て定める。	<u>等委員会</u> の同意を得て定める。
(事業年度) 第 50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。 (期末配当金) 第 51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による利余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (神間配当) 第 44条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。 (期末配当金) 第 52条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (中間配当) 第 46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 財助! (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1条 当会社は、全社法第 426条第1項の規定により、第 90 期定時株主総会終結前に任務を含ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。2 会社法第 427条第1項の規定により、第 90 期定		
第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。  (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (第1日から翌年8月末日までとする。  第44条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録されて、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。  加別 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、気結役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日までとする。  (新設)  (新設)  (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日までとする。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (新設) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は大の支払を発記を表述された株主または登録を表述された株主または登録を表述された。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日まできる。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日まできる。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日までと述る。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日までと述る。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日まで表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の決議による。 第46条 当会社は、現金の決議による。 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述る。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述述を表述と述る、表述と述述を述述されたませる。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述	第7章 計 算	第7章 計 算
第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。  (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (第1日から翌年8月末日までとする。  第44条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録されて、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による利金金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。  加別 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、気結役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日までとする。  (新設)  (新設)  (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しの登録によって、毎年2月末日までとする。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (新設) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は大の支払を発記を表述された株主または登録を表述された株主または登録を表述された。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日まできる。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日まできる。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日までとする。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日までと述る。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日までと述る。  (本社) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日まで表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の決議による。 第46条 当会社は、現金の決議による。 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、現金の表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、表述を表述されたまする。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述る。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述述を表述と述る、表述と述述を述述されたませる。  (本社) 第46条 当会社は、表述と述る、表述と述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述		
年2月末日までとする。 (期末配当金) 第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による刺余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (期末配当金) 第45条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による刺余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 下記を改っ責任免除に関する経過措置)第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定	(事業年度)	(事業年度)
(期末配当金) 第 51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払 う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (新設)  (新設)  (新設)  (新設)  (期末配当金) 第 45条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払 う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (仲間配当) 第 46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。  とができる。  財則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 90 期定時株主総会終結前に任務を 急ったことによる監査役(監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第 427 条第1項の規定により、第 90 期定	第50条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌	第44条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌
第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	年2月末日までとする。	年 <u>8</u> 月末日までとする。
第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払 う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (抑設) (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。 所則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、第90期定時株主総会終結前に任務を 意ったことによる監査役(監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。  (新設)  (新設)  (押間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を意ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定	(期末配当金)	(期末配当金)
された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払 う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (本) (新設) (本) (新設) (本) (本) (新設) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	第51条 当会社は株主総会の決議によって、毎年2	第45条 当会社は株主総会の決議によって、毎年8
された株主または登録株式質権者に対し金銭による 剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払 う。 2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払を 免れる。 3 未払いの利益配当金には利息をつけない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (本) (新設) (本) (新設) (本) (本) (新設) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		一   月末日の最終の株主名簿に記載または記録
う。       2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。       (新設)         (年間配当)       第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。         (新設)       (財則)         (監査役の責任免除に関する経過措置)       第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。         2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を発れる。         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。	   された株主または登録株式質権者に対し金銭による	された株主または登録株式質権者に対し金銭による
う。       う。         2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。       過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。       (新設)         (解設)       (中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。         (財則]       (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。         2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過れる。         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。	   剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払	剰余金の配当(以下「利益配当金」という。)を支払
2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。       2 利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。       (新設)         (新設)       (中間配当)         第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。         (財則       (監査役の責任免除に関する経過措置)         第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。         2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定	う。	) j.
免れる。       名         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。       (中間配当)         第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。         (新設)       附則         (監査役の責任免除に関する経過措置)       第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を念ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
免れる。       名         3 未払いの利益配当金には利息をつけない。       (中間配当)         第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。         (新設)       附則         (監査役の責任免除に関する経過措置)       第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を念ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定	   過しても受領されないときは、当会社はその支払を	過しても受領されないときは、当会社はその支払を
(新設)		
(新設)	3 未払いの利益配当金には利息をつけない。	3 未払いの利益配当金には利息をつけない。
第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。		
2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。 <u>附則</u> (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に より、第90期定時株主総会終結前に任務を 怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第 427 条第1項の規定により、第90期定	(新設)	(中間配当)
株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う ことができる。   所則   (監査役の責任免除に関する経過措置)   第1条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に より、第90 期定時株主総会終結前に任務を   怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含   む。) の損害賠償責任を、法令の限度におい   て取締役会の決議によって免除することができる。   2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年
ことができる。		2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された
ことができる。		
所則		
(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定に より、第 90 期定時株主総会終結前に任務を 念ったことによる監査役 (監査役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第 427 条第1項の規定により、第 90 期定	(新設)	
第1条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第90期定時株主総会終結前に任務を 念ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て取締役会の決議によって免除することができる。 2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
より、第90 期定時株主総会終結前に任務を		
<u>怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい         て取締役会の決議によって免除することができる。         2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
て取締役会の決議によって免除することができる。         2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		
2 会社法第427条第1項の規定により、第90期定		

(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定 する契約については、なお、従前の例による。

現行定款	変更案
(新設)	(事業年度変更に関する経過措置)
	第2条 変更後定款第44条の規定に関わらず、当会
	社の第91期の事業年度は、2022年3月1日から2022
	年8月末日までの6か月間とする。
	2 本条は、第91期の事業年度の経過をもって削除
	<u>する。</u>

以上